

保護者様

千代田区立お茶の水幼稚園長

## 出席停止のお知らせ

学校で予防すべき感染症にかかりましたので学校保健安全法第19条及び同法施行令により出席停止にいたします。主治医から登園してもよいと言われるまで、自宅療養してください。

この措置は、病気を早く治すためと、他の園児への感染を予防するものであり、出席停止期間中は、欠席扱いになりません。

登園の際には下欄「登園願」を提出してください。

## 「学校で予防すべき感染症」

病名	出席停止の基準	
インフルエンザ（※1）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで	
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
麻疹	解熱した後3日を経過するまで	
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
風しん	発疹が消失するまで	
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで	
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
その他の感染症	第1種	治癒するまで
	結核等及び第3種※2	感染のおそれがないと認めるまで

※1 豚インフルエンザ(H1N1)を含む。特定鳥インフルエンザ及びその他の新型インフルエンザ等感染症を除く(第1種へ)。

※2 結核等とは、第2種の結核及び髄膜炎菌性髄膜炎。

第3種とは、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症を言います。その他の感染症では、特に溶連菌感染症、手足口病、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎(ノロウイルス等)、アデノウイルス性咽頭炎、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑(リンゴ病)の罹患が多くみられます。

## きりとり

## 登園願

千代田区立お茶の水幼稚園長 殿

病名 (いずれかを選択し、 その他の場合は病名 を記入してください)	<input type="checkbox"/> インフルエンザ(※1)	<input type="checkbox"/> 風しん
	<input type="checkbox"/> 百日咳	<input type="checkbox"/> 水痘
	<input type="checkbox"/> 麻疹	<input type="checkbox"/> 咽頭結膜熱
	<input type="checkbox"/> 流行性耳下腺炎	<input type="checkbox"/> ( )
出席停止の期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	

(病院または医院名) \_\_\_\_\_ の主治医 \_\_\_\_\_ 先生の指示により、上記の期間休みましたが、登園の許可ができましたので、登園許可願います。

平成 年 月 日

\_\_\_\_\_ 歳 \_\_\_\_\_ 組 性別(男・女) 氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ ㊟